（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三条　施行日前に締結された消費者契約（前条の規定による改正前の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下この条において「旧消費者裁判手続法」という。）第二条第三号に規定する消費者契約をいう。）に関する請求（旧消費者裁判手続法第三条第一項第五号に掲げる請求については、施行日前に行われた加害行為に係る請求）に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴え（旧消費者裁判手続法第二条第四号に規定する共通義務確認の訴えをいう。）については、前条の規定による改正後の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（次項において「新消費者裁判手続法」という。）第三条及び第六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に債権届出（旧消費者裁判手続法第三十条第二項に規定する債権届出をいう。以下この項において同じ。）がされた場合におけるその債権届出に係る時効の特例については、新消費者裁判手続法第三十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第百三条の二　特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成二十八年法律第　　号」を「平成二十九年法律第四十四号」に改め、同条第三号中「平成二十八年法律第　　号」を「平成二十九年法律第四十五号」に改める。

（消費者契約法の一部を改正する法律の一部改正）

第百三条の三　消費者契約法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成二十八年法律第　　号」を「平成二十九年法律第四十四号」に改め、同条第三号中「平成二十八年法律第　　号」を「平成二十九年法律第四十五号」に改める。

第四章　復興庁関係

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第百四条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の五中「第四百九十四条後段」を「第四百九十四条第二項ただし書」に、「同条後段中「過失なく」を「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第百五条　施行日前に前条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十三条の五に規定する損失補償額の払渡しの義務が生じた場合におけるその損失補償額の供託については、なお従前の例による。

第五章　総務省関係

（地方自治法の一部改正）

第百六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百三十六条第一項中「五年間これを行なわない」を「これを行使することができる時から五年間行使しない」に、「より」を「よつて」に改め、同条第三項中「中断、停止」を「完成猶予、更新」に改め、同条第四項中「民法第百五十三条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第二百四十二条の二第八項及び第九項を次のように改める。

8　前項の訴訟告知があつたときは、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月を経過するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効は、完成しない。

9　民法第百五十三条第二項の規定は、前項の規定による時効の完成猶予について準用する。

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第百七条　施行日前に前条の規定による改正前の地方自治法第二百三十六条第四項又は第二百四十二条の二第八項若しくは第九項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（当せん金付証票法の一部改正）

第百八条　当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「一年間これを行わない」を「これを行使することができる時から一年間行使しない」に、「因つて」を「よつて」に改める。

（旧簡易生命保険法の一部改正）

第百九条　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第八十七条中「返還義務は」を「返還義務に係る請求権はこれらを行使することができる時から」に、「払込義務は」を「払込義務に係る請求権はこれを行使することができる時から」に改める。

（地方税法の一部改正）

第百十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「の連帯納付義務又は連帯納入義務」を「を連帯して納付し、又は納入する義務」に、「第四百三十二条から第四百三十四条まで」を「第四百三十六条」に、「第四百三十九条から第四百四十四条まで」を「第四百四十一条から第四百四十五条まで」に改める。

第十八条第三項中「定が」を「定めが」に改める。

第十八条の二の見出しを「（時効の完成猶予及び更新）」に改め、同条第一項中「つき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に定める期間は完成せず、その」に、「更に進行する」を「新たにその進行を始める」に改め、同条第二項中「の規定により時効が中断された場合には、その」を「に掲げる」に、「とき」を「場合」に、「なお時効中断の効力は、失われない」を「同項の規定による時効の完成猶予及び更新は、その効力を妨げられない」に改め、同条第三項中「本項」を「この項」に改め、同条第五項中「中断し、又は当該地方税が納付され、若しくは納入されたときは、その中断し、又は納付され、若しくは納入された」を「完成せず、又は新たにその進行を始めるときは、その完成せず、又は新たにその進行を始める」に、「につき、その時効が中断する」を「の時効は、完成せず、又は新たにその進行を始める」に改め、同条に次の一項を加える。

6　地方税が納付されたときは、その納付された部分の地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権の時効は、その納付の時から新たに進行を始める。

第二十条の七の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「第四百二十三条及び第四百二十四条」を「第三編第一章第二節第二款及び第三款」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第百十一条　施行日前に生じた前条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧地方税法」という。）第十条に規定する地方団体の徴収金の連帯納付義務又は連帯納入義務については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧地方税法第十八条の二第一項又は第五項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

3　施行日前に納税者又は特別徴収義務者（旧地方税法第一条第一項第十号に規定する特別徴収義務者をいう。次項において同じ。）に属する権利が生じた場合におけるその権利に係る旧地方税法第二十条の七において準用する旧民法第四百二十三条の規定による債権者代位権については、なお従前の例による。

4　施行日前に納税者又は特別徴収義務者が地方団体を害することを知ってした法律行為がされた場合におけるその行為に係る旧地方税法第二十条の七において準用する旧民法第四百二十四条の規定による詐害行為取消権については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第百十二条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十七条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百四十四条の二十三第一項中「行わない」を「行使しない」に改め、同条第二項中「二年間行わない」を「これらを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。